

平成二十二年十一月十二日受領
答弁第一二二七号

内閣衆質一七六第一二七号

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

モシンクイガは、全国の樹園地、山林等に広く生息しているため、その根絶は困難である。なお、我が国から台湾に輸出されたりんご、なし、もも及びすもも（以下「りんご等」という。）からモシンクイガが検出されないようにするための対策については、前回答弁書（平成二十二年十月十九日内閣衆質一七六第二五号）一から三までについてでお答えしたとおりである。

三について

我が国から台湾に輸出されたりんご等のうち同一の品目から、毎年一月から十二月までの間に二回、モシンクイガが検出された場合に、当該品目だけを輸入停止の対象とするよう台湾に要請することは、モシンクイガがりんご等のいずれの品目の生果実にも寄生するため科学的根拠がなく、困難である。